

藤里町高齢者等宅除排雪助成事業のお知らせ

～ 玄関前除排雪・屋根の雪下ろし費用を助成します ～

◆ 対象者 ◆



藤里町に住んでいる方で、自力で除排雪が困難であり、親族や近隣者の援助を受けられない、下記のいずれかに該当する世帯。

- ① 70歳以上の高齢者のみの世帯（令和6年3月31日までに70歳になる方を含む）
- ② 世帯の全員が身体障害者手帳の「1級」か「2級」を所持
- ③ 世帯の全員が療育手帳の「A」を所持
- ④ その他特別な事情がある世帯

◆ 除排雪の内容 ◆

【玄関前除雪】

積もった雪の深さが **20cm以上** のとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。状況に応じて排雪や軒下の堆積した雪が通行に危険を及ぼすと判断した場合にも対応します。更に、雪の深さが20cm以下であっても生活に支障をきたす場合もありますのでご相談ください。

【屋根の雪下ろし】

屋根の上の雪の厚さが **50cm以上** となったとき、**住宅部分のみ** の雪下ろしを行います。（物置等の附属建物は事業の対象外です。）



◆ 利用方法 ◆

地区の **民生児童委員** 又は **社会福祉協議会** に依頼をしてください。現地を訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協が作業登録者に連絡をします。短時間で済む軽度な除排雪作業については、町社協へ登録された共助組織やNPO、隣人等でも作業できますが、除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。

◆ 助成額 ◆

1回につき**2万円を上限**として助成します。助成額を超えた分については**利用者負担**となります。また、2時間未満の軽度な作業については、30分で590円を助成し、1回の上限を2,360円とします。※一世帯総額、年間6万円まで助成が可能です。※12月1日から一部内容が変更となりました。

- 雪が多く降った後は問い合わせが多くなり、依頼をお受けするのに時間がかかることがあります。雪が多くなる前に一度ご相談ください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113
藤里町社会福祉協議会 ☎79-2848

休日の戸籍届出について（ご確認ください）

土日祝祭日や年末年始などで役場が閉まっているときの戸籍届出についてお知らせします。

《死亡届》

届出期間・・・死亡の事実を知った日から7日以内

休日に死亡届を出される場合は、来庁する前に必ず役場（☎79-2111）へご連絡ください。連絡を受けた担当職員が対応いたします。

また、死亡届の受理と同時に、火葬の許可申請もしていただきますので、あらかじめ、火葬日時の予定（死亡時刻から24時間経過後の時刻）をご親族でご相談のうえ、おいでください。

ただし、1月1日（月）は火葬ができませんのでご了承ください。

※届出日の翌日に火葬を希望される場合は、午前8時30分～午後3時までに届出をしてください。

午後3時以降に死亡届を出された場合は、その翌日の火葬はできませんのでご了承ください。

※原則として、届出をした当日の火葬はできませんのでご了承ください。

（注）届出人（死亡者の親族など）以外の方が届書を持参してもかまいません。

その場合は、死亡届左下の届出人欄に、届出人ご本人から署名をいただいでください。

《死亡届以外の戸籍届》

休日に出された届書は、宿直室でお預かりすることになります。お預かりした届書は、翌開庁日（休みあけの日）に審査をして正式に受理することになります。なお、受理日は、届書をお預かりした日になります。

「届書」および「添付書類」に不足等があった場合には、届出人の方に電話または郵便で問い合わせをさせていただきます。その結果によっては、再度戸籍担当窓口に来ていただく場合もあります。

とくに、婚姻届・離婚届を出される場合は、平日に事前審査を受けられることをおすすめします。「届書」に不備等があり、届出人にも連絡がとれない場合は、受理できないこととなります。

◎「婚姻」、「離婚」、「養子縁組」、「養子離縁」、「転籍」、「入籍」の届出をする際、本人が戸籍担当窓口に来庁しなかった場合は、後日、本人あてに届出があったことのお知らせする文書を送ります。

届出の記載が済んだ戸籍謄抄本がすぐに必要なときは、電話で記載が済んでいるかを確認してください。

【お問い合わせ先】藤里町町民課 戸籍担当 ☎79-2113